

## 序 計画の基本事項

### 1 第2期計画策定の趣旨

小松島市教育委員会は、平成22年3月に小松島市教育振興計画を策定し、「市民一人ひとりが輝く教育の振興と創造」を教育理念として掲げ、教育目標である「郷土に誇りを持ち、一人ひとりの人権を尊重する、創造性豊かで輝く人づくり」に取り組んできました。家庭・学校・地域・行政がそれぞれの役割を果たしながら、お互いが連携した取組を進めることで、様々な成果が生まれました。一方で、学識経験者による外部評価や市民の皆様からのご意見により、新たな課題も明らかになってきました。

これを踏まえ、平成27年度から開催されることとなった小松島市総合教育会議において、平成27年8月に小松島市教育大綱が策定されました。これに基づき、これまでの教育行政の成果をさらに発展させるとともに、家庭・学校等・地域での教育を取り巻く状況の変化を見極めて新たな課題等に対応し、さらなる教育、学術及び文化の振興をめざすことになりました。

今回、第2期となる小松島市教育振興計画の策定にあたっては、小松島市教育大綱の趣旨を受け、国・県の教育行政との整合も図りながら、中・長期的な視点に立った教育行政の方向性及び基本的な施策の目標を明らかにしました。今後は、本計画を着実に実行することで、さらに家庭・学校等・地域・行政が力強く連携・協働し、小松島市の教育理念を具現化する教育の推進をめざします。

#### <計画の位置付け>

小松島市教育振興計画は、教育基本法第17条第2項に基づく「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」に位置付けられます。

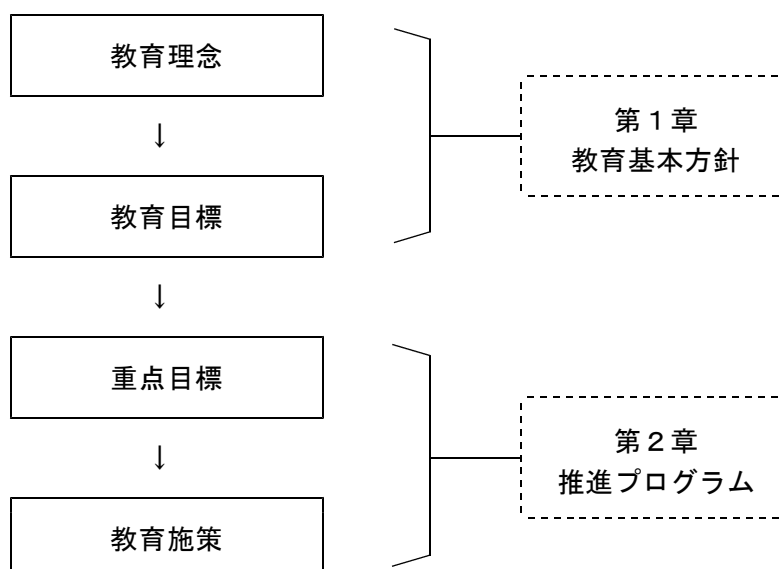
策定にあたっては、国の教育振興基本計画や徳島県教育振興計画等の教育関連の法制度、「小松島市第6次総合計画」との整合を図っています。

## 2 計画の構成と計画期間

本計画は、次のように構成し、計画期間は平成29～33年度（5年間）とします。

序 計画の基本事項	計画策定の目的、時代背景など、計画策定にあたっての基本的な事項を示す
第1章 教育基本方針	今後5年間の教育行政の基本方針（教育理念・教育目標・計画推進体制）を示す
第2章 推進プログラム	基本方針に基づき、今後5年間で実施する推進プログラム（重点目標・教育施策など）を示す
第3章 参考資料	計画策定体制ほか、計画を補完する資料を示す

<教育基本方針と推進プログラムの関係>



### 3 教育行政を取り巻く現状

#### (1) 国の動向

平成18年に教育基本法が改正され、改正教育基本法の理念に基づき、教育改革関連三法（学校教育法・教育職員免許法・地方教育行政の組織及び運営に関する法律）の改正とともに、平成20年に教育振興基本計画が策定されました。

平成25年には、第2期教育振興基本計画を策定し、社会の変化に対応するための法改正・諸施策等を推進しています。

- **第2期教育振興基本計画** 平成25年6月閣議決定  
改正教育基本法の理念を踏まえ、「自立・協働・創造」をキーワードとした生涯学習社会の実現に向け、教育再生を図り、責任を持って教育成果の保証を図るため、4つの基本的方向性を打ち出しました。  
<基本的方向性>
  - ・ 社会を生き抜く力の養成  
    ～多様で変化の激しい社会での個人の自立と協働～
  - ・ 未来への飛躍を実現する人材の養成  
    ～変化や新たな価値を主導・創造し、社会の各分野を牽引していく人材～
  - ・ 学びのセーフティネットの構築  
    ～誰もがアクセスできる多様な学習機会を～
  - ・ 絆（きずな）づくりと活力あるコミュニティの形成  
    ～社会が人を育み、人が社会をつくる好循環～
- **子ども・子育て関連3法** 平成24年8月成立  
認定こども園・幼稚園・保育所を通じた共通の給付の創設、幼保連携型認定こども園の学校及び児童福祉施設としての位置付け、放課後児童クラブの充実などをめざすこととなりました。
- **いじめ防止対策推進法** 平成25年6月成立  
いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、基本的な方針を定めました。
- **地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正** 平成27年4月改正  
地方教育行政における責任の明確化、危機管理体制の構築、首長との連携の強化を図るため、各地方公共団体で、新教育委員会制度の開始、総合教育会議の設置、教育大綱の策定が行われることになりました。
- **学習指導要領**  
現行学習指導要領は、児童生徒に「生きる力」の基盤となる「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をはぐくむことをめざしています。  
次期学習指導要領では、グローバル社会における英語教育やICT教育の在り方、主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）の充実等々、社会の急激な変化に対応した教育の方向性が示されています。

## (2) 徳島県の動向

徳島県では、平成25年3月に「徳島県教育振興計画（第2期）～阿波っ子みらい教育プラン～」を策定し、基本目標の実現をめざして、各種施策を推進しています。

### ○ 阿波っ子みらい教育プラン～徳島県教育振興計画（第2期）

平成25年3月策定

#### <基本理念>

- ・ 地域とともに、新たな価値を創造し、未来を切り拓く人を育てます
- ・ 郷土への誇りと国際的な視野を持ち、社会に貢献する人を育てます

#### <基本目標>

- ・ とくしまの教育力を結集し、未来を創造する、たくましい人づくり  
～県民とともに考え、ともに育むオンリーワン教育の実現～

#### <基本方針>

- ① 新たな価値を創り出し、未来へ飛躍する人を育てる教育の実現
- ② 知・徳・体の調和がとれ、社会を生き抜く力を育てる教育の実現
- ③ 人権を尊重し、社会全体で取り組む教育の実現
- ④ 夢と希望に向かって学び続ける教育の実現
- ⑤ 安全・安心で魅力あふれる教育の実現

- 徳島県学校マネジメント・学力向上実行プラン 平成25年2月策定
- 徳島県キャリア教育推進指針 平成26年3月策定
- 徳島県人権教育推進方針 平成26年3月改訂
- 徳島県子どもの読書活動推進計画 平成26年10月策定
- 徳島県幼児教育振興アクションプランⅡ 平成27年3月策定

#### <めざす幼児教育>

- ・ 人間形成の基礎を培う幼児教育
- ・ 幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の趣旨を踏まえた幼児教育
- ・ 全ての幼児に提供される質の高い幼児教育

- 徳島県子ども・子育て支援事業支援計画 平成27年3月策定
- 徳島県教育大綱 平成27年12月策定

#### <基本方針>

- ・ とくしまの未来を切り拓く、夢あふれる「人財」の育成

#### <重点項目>

- ・ 地方創生から日本創成へ！「徳島ならではの」教育の推進
- ・ 一人ひとりが輝く！徳島の未来を育む教育の推進
- ・ グローバル社会で活躍！徳島から世界への扉をひらく教育の推進

- 元気なあわっ子憲章 平成28年2月制定
- 徳島県英語教育改善プラン 平成28年3月策定

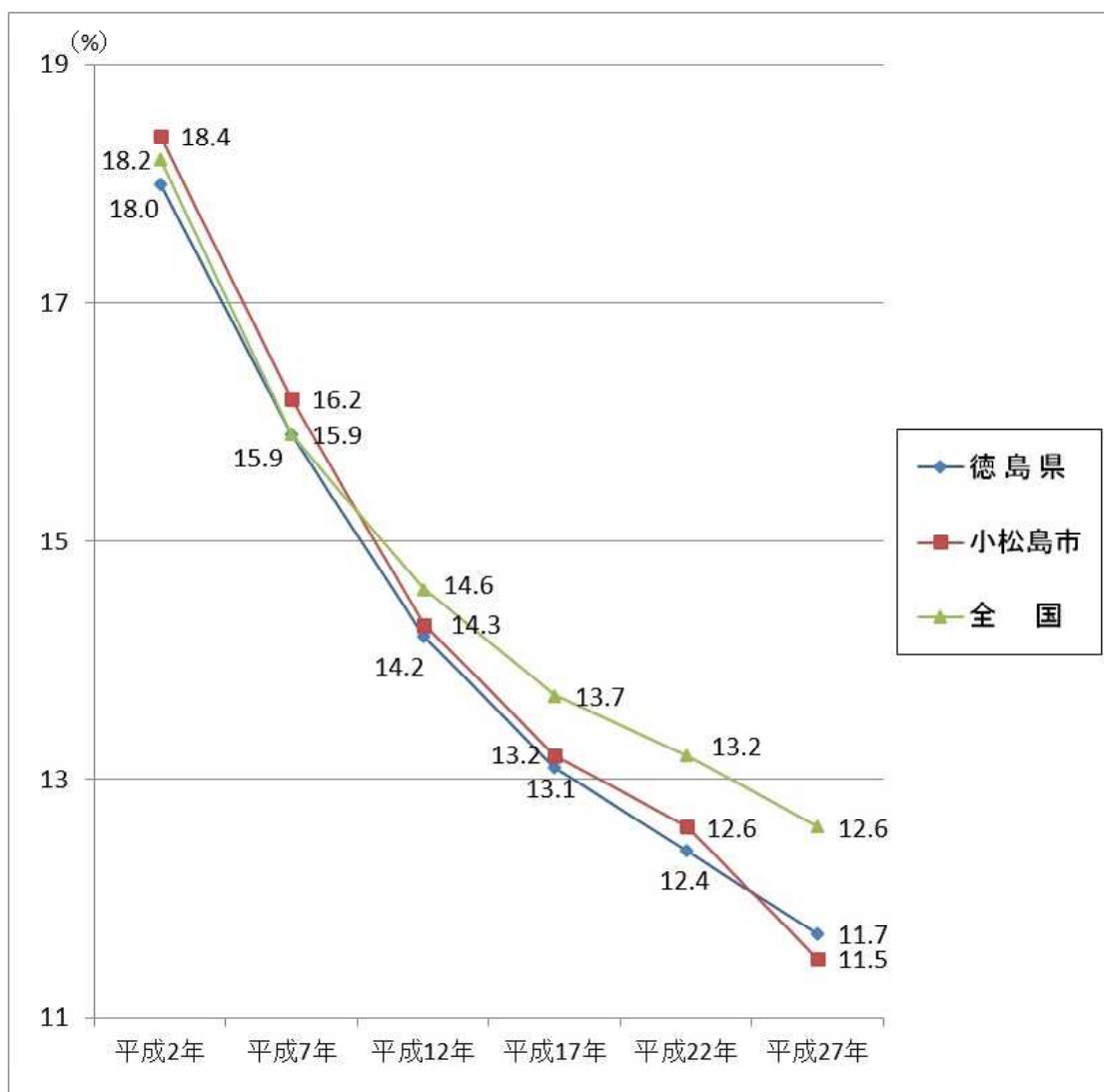
### (3) 小松島市の動向

#### ① 人 口

市の総人口は、現在まで緩やかな減少傾向が続いています。また、年齢3区分別人口の推移でみると、15歳未満（年少人口）と15～64歳（生産年齢人口）が減少し、65歳以上（高齢者人口）が増加し、引き続き少子高齢化が進んでいることがわかります。

国全体が少子高齢化に伴った人口減少が急速に進むなか、本市の人口ビジョンにおいても今後高齢化率が上昇し年齢3区分すべてで将来人口が減少していくという見通しを立てています。

<図表1 年少人口（0～14歳）割合の比較>



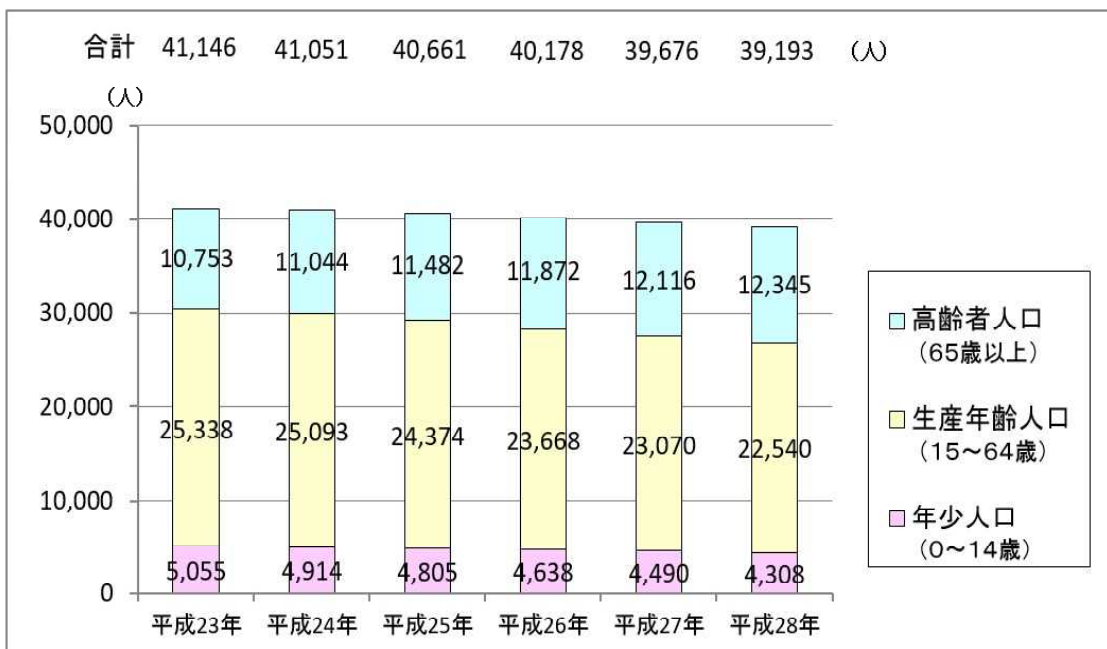
※ 国勢調査データ（各年10月1日現在）

<図表2 国勢調査データによる年齢3区分別人口の推移グラフ>



※ 各年10月1日現在 (年齢不明人口を除く)

<図表3 住民基本台帳データによる年齢3区分別人口の推移グラフ>



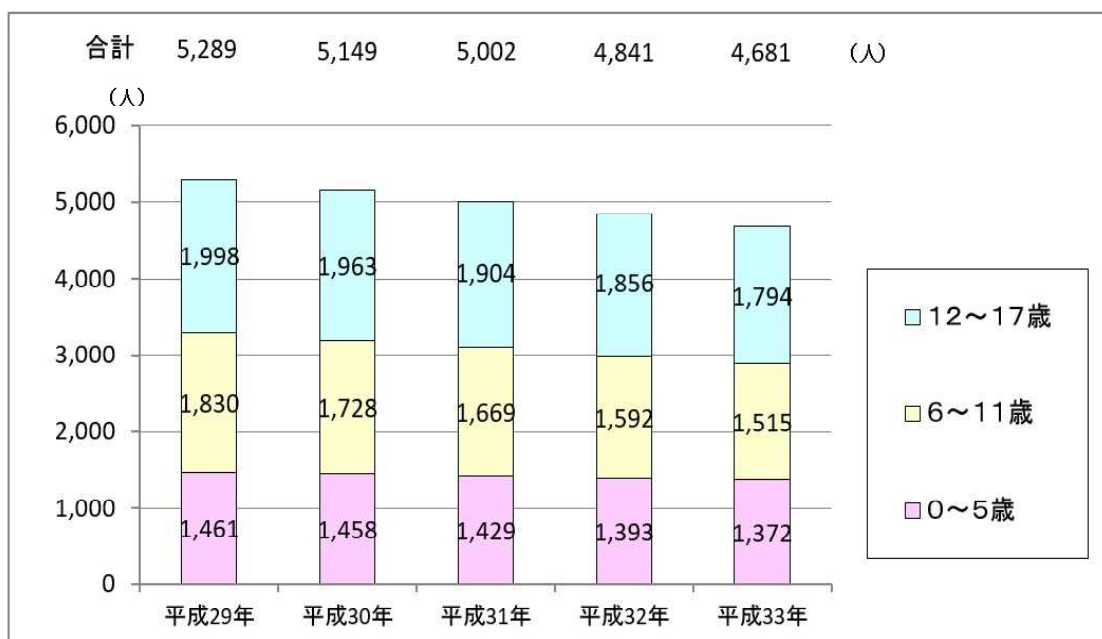
※ 各年9月末現在

<図表4 今後の乳幼児・児童生徒の人口推計>

(人)

年齢	平成29年	30年	31年	32年	33年
合計	5,289人	5,149人	5,002人	4,841人	4,681人
17歳	357	356	357	354	302
16歳	355	356	354	301	289
15歳	349	346	295	283	314
14歳(中3)	350	299	286	317	292
13歳(中2)	299	287	318	293	307
12歳(中1)	288	319	294	308	290
小計	1,998	1,963	1,904	1,856	1,794
11歳(小6)	325	299	314	296	285
10歳(小5)	299	314	296	285	293
9歳(小4)	315	298	287	295	224
8歳(小3)	300	290	298	226	245
7歳(小2)	291	299	227	246	243
6歳(小1)	300	228	247	244	225
小計	1,830	1,728	1,669	1,592	1,515
5歳(年長)	229	249	245	226	204
4歳(年少)	255	251	232	209	242
3歳	256	236	214	247	238
2歳	241	218	251	242	234
1歳	220	253	245	236	228
0歳	260	251	242	233	226
小計	1,461	1,458	1,429	1,393	1,372

<図表5 今後の乳幼児・児童生徒の人口推計グラフ>



※ 図表4・5は、住民基本台帳平成28年3月末現在のデータによる推計(センサス変化率法)

## ② 就学前教育

平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が施行され、子どもを取り巻く教育環境は大きく変化しています。

本市の就学前教育施設は、平成28年4月1日現在、幼稚園8施設（すべて公立）、保育所8施設（公立5、私立3）となり、新しく認定こども園3施設（公立1、私立2）が設置されました。

少子化傾向に好転はみられず、どの施設においても減少傾向で推移しています。

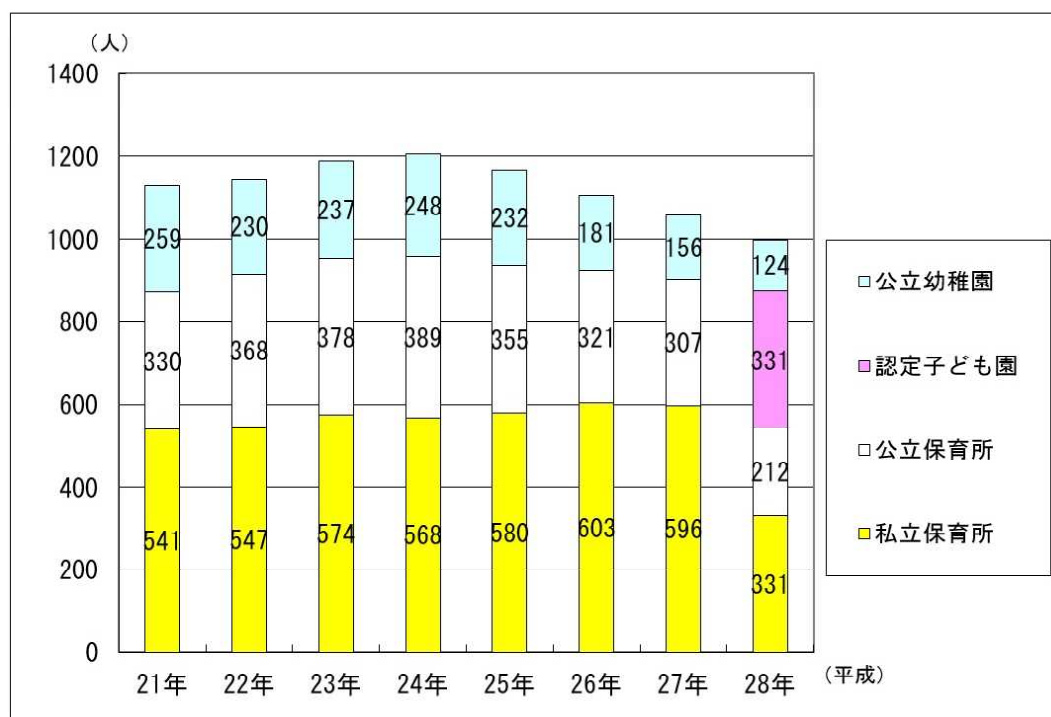
<図表6 市内の就学前教育・保育施設の乳幼児数の推移>

(人)

施設別	年	平成21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年
公立幼稚園		259	230	237	248	232	181	156	124
認定こども園		-	-	-	-	-	-	-	331
公立保育所		330	368	378	389	355	321	307	212
私立保育所		541	547	574	568	580	603	596	331
合計		1,130	1,145	1,189	1,205	1,167	1,105	1,059	998

※ 各年5月1日現在

<図表7 市内の就学前教育・保育施設の乳幼児数の推移グラフ>



※ 各年5月1日現在



### ③ 小学校・中学校

市立小学校・中学校は、平成28年4月の立江中学校・坂野中学校の統合による小松島南中学校開校により、小学校11校、中学校2校となりました。各校とも地域の特性を生かしながら、特色ある学校教育に積極的に取り組んでいます。

一方、市立小学校・中学校の児童数・生徒数をみると、近年、少子化の影響から減少傾向で推移しています。

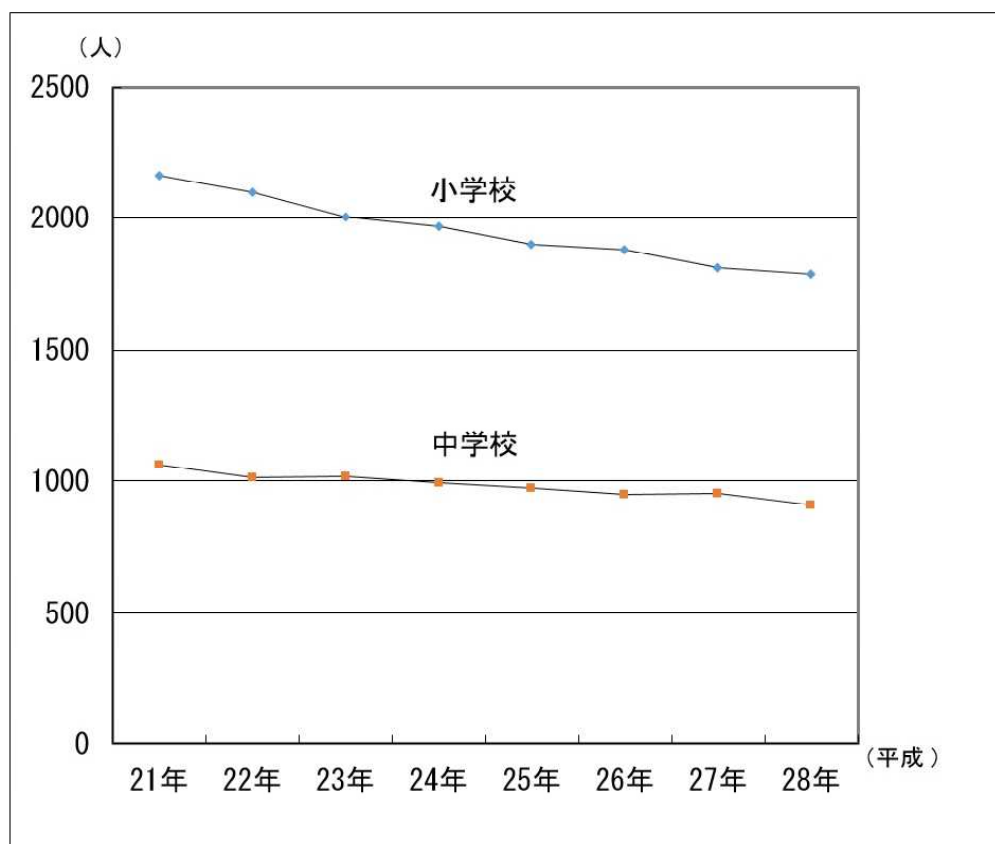
<図表8 市立小学校・中学校の児童生徒数の推移>

(人)

校種別	年	平成21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年
小学校		2,164	2,099	2,004	1,968	1,900	1,878	1,812	1,786
中学校		1,060	1,011	1,016	993	973	949	950	906
合計		3,224	3,110	3,020	2,961	2,873	2,827	2,762	2,692

※ 各年5月1日現在

<図表9 市立小学校・中学校の児童生徒数の推移グラフ>



※ 各年5月1日現在

#### ④ 生涯学習施設

市内には、生涯学習の拠点となる公民館（11ヶ所）、図書館、体育館（3ヶ所）、武道館、運動施設、文化施設などを設置しています。それぞれの施設の年間延べ利用者数はやや減少傾向がみられます。

また、市内には、国指定史跡をはじめ、県指定、市指定の文化財が数多くあり、また縄文時代晩期の遺跡が確認されるなど、歴史・文化の薫るまちであるといえます。

生涯学習を推奨し、歴史と伝統から生まれた貴重な伝統文化等を保護することは、将来の文化の発展や特色ある地域の形成にとって極めて重要です。

<図表10 主な生涯学習関連施設の年間延べ利用者数> (人)

種別	年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
図書館		23,136	23,514	22,723	21,712
体育館・運動施設		116,413	120,415	113,985	116,109
文化施設		31,149	31,497	32,129	26,628

<図表11 小松島市文化財一覧表>

	種別	名称	所在地	所有者又は管理者	指定年月日
1	国史跡	阿波遍路道 恩山寺道・立江寺道	田野町	小松島市 他6名	H28.10.3
2	国重要文化財 絵画	絹本著色釈迦三尊像	立江町	立江寺	M43.8.29
3	県有形文化財 建造物	地藏寺玄関及び書院	松島町	地藏寺	S27.6.25
4	県有形文化財 絵画	狩野元信筆雲龍	金磯町	個人蔵	S28.1.13
5	県天然記念物 植物	金磯のアコウ	金磯町	市教育委員会	S28.1.13
6	県天然記念物 植物	恩山寺ビランジュ	田野町	市教育委員会	S29.1.29
7	県天然記念物 植物	櫛淵のフウ	櫛淵町	市教育委員会	S29.1.29
8	県有形文化財 考古資料	袈裟襷文銅鐸	松島町	個人蔵	S28.7.21
9	県史跡	弁慶の岩屋	芝生町	市教育委員会	S28.7.21
10	県有形文化財 彫刻	木造阿弥陀如来立像	中田町	成願寺	S29.1.29
11	県有形文化財 書跡	法華経	中田町	桂林寺	S29.1.29
12	県有形文化財 彫刻	木造薬師如来坐像	大林町	現福寺	S35.4.5
13	県有形文化財 絵画	絹本著色桃花孔雀雄・西王母・牡丹孔雀雌図	松島町	個人蔵	S41.3.8

	種 別	名 称	所在地	所有者又は 管理者	指定 年月日
14	県 無形民俗文化財	田野の天王社稚児三番叟	田野町	天王社稚児三番叟保存会	S53.9.8
15	県 無形民俗文化財	田浦のたたら踏み	田浦町	田浦町たたら踏み保存会	S56.5.6
16	県 有形文化財 絵画	両界曼荼羅図	田野町	個人蔵	S61.9.5
17	県 有形文化財 絵画	胎蔵界曼荼羅図	松島町	地藏寺	S61.9.5
18	市 無形民俗文化財	立江八幡神社祇園ばやし	立江町	立江八幡神社祇園ばやし保存会	S49.5.27
19	市 有形文化財 彫刻	木造薬師如来坐像	日開野町	藤樹寺	S50.7.3
20	市 有形文化財 彫刻	木造豊太閤像	中郷町	豊国神社	S50.12.23
21	市 有形文化財 彫刻	白色尉・黒色尉・尉面・鬼神面	田野町	天王社	S54.4.12
22	市 有形文化財 絵画	金泥蟠龍図	中田町	成願寺	S59.12.1
23	市 有形文化財 彫刻	釈迦庵の仏足石	田野町	個人蔵	S62.6.1
24	市 天然記念物 植物	坂野八幡神社の社叢	坂野町	八幡神社	S62.6.1
25	市 無形民俗文化財	立火(たてび)吹筒花火	立江町	立江八幡宮煙火保存会	H25.7.1
26	市 有形文化財 考古資料	金銅装甲冑片	小松島町	市教育委員会	H28.5.20
27	国 登録有形文化財 建造物	地藏寺寶珠院主屋	松島町	地藏寺	H28.11.29
28	国 登録有形文化財 建造物	地藏寺寶珠院西塀	松島町	地藏寺	H28.11.29
29	国 登録有形文化財 建造物	地藏寺寶珠院中門及び塀	松島町	地藏寺	H28.11.29
30	国 登録有形文化財 建造物	地藏寺寶珠院表門及び塀	松島町	地藏寺	H28.11.29
31	国 登録有形文化財 建造物	地藏寺寶珠院主屋便所	松島町	地藏寺	H28.11.29
32	国 登録有形文化財 建造物	地藏寺寶珠院主屋蔵	松島町	地藏寺	H28.11.29
33	国 登録有形文化財 建造物	地藏寺寶珠院主屋離れ	松島町	地藏寺	H28.11.29
34	国 登録有形文化財 建造物	地藏寺寶珠院主屋釜屋	松島町	地藏寺	H28.11.29

# 第1章 教育基本方針

## 1 教育理念

### 市民一人ひとりが輝く教育の振興と創造

教育は、教育基本法にその目的が示されているように、人格の完成をめざし、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければなりません。

小松島市では、市民一人ひとりが、個人として尊重され、人間性豊かに暮らせることが最も重要であるという認識に立ち、平成22年3月に策定した小松島市教育振興計画（第1期）において、本市の教育理念を「市民一人ひとりが輝く教育の振興と創造」と決めました。また、平成27年8月に策定された小松島市教育大綱においても、同じ教育理念が掲げられました。

第2期計画においてもこの教育理念を引継ぎ、新たな課題への解決もめざし、家庭・学校等・地域・行政が教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、積極的に情報交換を行い、様々な場面で連携・協働して取り組んでいきます。

## 2 教育目標

今日の社会は激しく変化しており、社会情勢を的確にとらえながら、その解決に向けて創造性豊かで主体的な生き方ができる人材の育成が求められています。そのためには、国際的な視野を持ちながらも、郷土を誇りに思い大切にすることが必要です。また、自分の思いや願いを実現するだけでなく、他の人の思いや願いも大切に、共に歩める社会をめざす態度も必要となります。

そこで、先に示した教育理念を市民総ぐるみで実現するため、本市の教育がめざすべき人物像を明確化し、次のように教育目標を設定しました。

### 郷土に誇りを持ち、一人ひとりの人権を尊重する、 創造性豊かで輝く人づくり

- ① 生涯を通じた学びを自ら進め、自己実現を図る人を育てます。
- ② 郷土に誇りを持ち、豊かな社会の実現に寄与する人を育てます。
- ③ 人権尊重の視点に立ち、共に生きる社会づくりに参画する人を育てます。

### ① 生涯を通した学びを自ら進め、自己実現を図る人を育てます。

かけがえのない人生を歩む市民一人ひとりにとって、その過程での学びは、人生の充実や生き甲斐につながるものです。そのために、ライフステージに応じ、意欲を持って自ら継続的に進める学びを進めることが大切です。

学校教育において「生きる力」とされている「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をはぐくみ、生涯を通した学びの基盤を築くことは、その継続性を確かなものとするためにも重要です。

こうしたことから、生涯を通した学びを自ら進め、自己実現を図る人を育てることをめざします。

### ② 郷土に誇りを持ち、豊かな社会の実現に寄与する人を育てます。

小松島市には、人情あふれた市民、豊かな自然と伝統、文化、歴史、そして未来につながる様々な産業等、他に誇る財産が数多くあります。こうした郷土の良さやすばらしさを学び、伝承するとともに、発信、交流することは、郷土に誇りを持ち、他地域、自国のみならず他国を知ることとなり、それは自分自身を大切にすることや幅広い人間性の育成にもつながり、国際的視野に立って行動できる人をはぐくむことにもなります。

さらに、社会における規範意識の低下や情報化社会にみられる様々な課題が山積しているなか、市民一人ひとりが、年代に応じて、社会の一員としての使命感を持ち、様々な機会を通して、自己の人格を磨き、すべての人が、それぞれに豊かな人生を送れる社会の実現に寄与していこうとする人づくりが大切です。

こうしたことから、郷土に誇りを持ち、豊かな社会の実現に寄与する人を育てることをめざします。

### ③ 人権尊重の視点に立ち、共に生きる社会づくりに参画する人を育てます。

人は社会に生き、社会は人により成り立ちます。市民一人ひとりが輝くには、「自分を大切にするとともに、他者の大切さを認めることができる」人権尊重の精神に満ちた「人権のまち」、つまり、人が互いに思いを受け止め、尊重する「共に生きる社会」が大切です。市民一人ひとりが、それぞれの役割を果たしながら、支え合うことで、「地域に住んで良かった。他の人の役に立った。大切にされた。」等の思いが生まれ、その思いが、まさに市民一人ひとりの輝きのエネルギーとなります。

そうした社会づくりを進めるために、人権を尊重する精神の涵養<sup>かんよう</sup>を図り、一人ひとりの思いや願いを実現していく研修や活動を通して、人権文化として社会に定着させていくことが大切です。

こうしたことから、人権尊重の視点に立ち、共に生きる社会づくりに参画する人を育てることをめざします。

### 3 計画推進体制

本計画を着実に推進するため、次の取組を実施します。

#### (1) 家庭・学校等・地域との連携・協働

本計画の推進は、学校等はもとより保護者、地域、関係する組織・団体、行政がそれぞれの役割を果たし、共につむぎあい、連携・協働によって進めていくことを基本とします。そのため、多くの市民の意見や幅広い参画を得ながら、本市教育行政のレベルアップを図ります。

#### (2) 全庁的な推進、国・県との連携

小松島市第6次総合計画の教育に関する内容と連動し、教育委員会を中心に他の部局と連携・協働を図りながら、本計画・施策を着実に推進します。

また、国・県をはじめ、庁外を含む関係機関との積極的な連携を図り、より効果の高い教育行政を推進します。

#### (3) 具体的な事業の計画・実施・評価

本計画は立案（Plan）→実施（Do）→評価（Check）→改善（Action）の1サイクル（PDCAサイクル）を3年間とし、事業の進捗状況、市民ニーズ、社会情勢を考慮して、毎年度見直し改善を行いながら実施していきます。

また、有識者による外部評価も実施し（表中の※印）、より質の高い教育をめざします。

第1期計画	第2期計画（「※」は有識者による外部評価）					第3期計画
平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
計画	実施	評価				
	↓改善	↓改善				
	計画	実施	評価 ※			
		↓改善	↓改善			
		計画	実施	評価		
			↓改善	↓改善		
			計画	実施	評価 ※	
				↓改善	↓改善	
				計画	実施	評価
第5次(後期)	第6次総合計画(前期)					〃(後期)

## 第2章 推進プログラム

### 1 推進プログラム体系

第1章で示した教育基本方針（教育理念・教育目標）に基づき、「家庭教育」・「就学前教育」・「学校教育」・「生涯学習」といった成長に応じた教育の段階ごとに重点目標を定め、それぞれにおける教育施策を計画しました。

重点目標	教育施策
<b>■ 重点目標 1</b> 家庭教育の充実と 地域との連携・協働	(1) 家庭の教育力向上への支援
	(2) 家庭・学校等・地域の協力体制
<b>■ 重点目標 2</b> 就学前教育の充実	(1) 幼稚園・保育所・認定こども園における教育の充実
	(2) 各園・所及び関係機関の連携・協働
<b>■ 重点目標 3</b> 「生きる力」をはぐくむ 学校教育の推進	(1) 総意を結集した学校運営
	(2) 確かな学力の育成
	(3) 豊かな人間性の基礎となる心の育成
	(4) 健やかな体の育成
	(5) 特別なニーズに対応した教育の推進
	(6) 安全・安心教育の徹底
	(7) 21世紀を生き抜く力の育成
	(8) 教育環境の整備・充実
<b>■ 重点目標 4</b> 生涯学習文化の創造	(1) スポーツの振興
	(2) 人権教育の徹底
	(3) 生涯学習環境の充実
	(4) 芸術文化の振興と郷土の伝統文化の継承

## 2 推進プログラムの内容

### ■ 重点目標 1 家庭教育の充実と地域との連携・協働

家庭教育は、子どもの健全な成長、人格の形成にとって大変重要な役割を担っており、すべての教育の原点であり、出発点です。

しかし、少子化、核家族化の進行や共働き家庭の増加など、家庭を取り巻く環境が急速に変化する中、家庭の教育力の低下が懸念されています。

また、地域における人間関係も希薄になり、子育て中の保護者が、子どもの教育や育児について、相談する相手や機会が少なくなっており、保護者の孤立感や不安感が増大する傾向があります。

このようなことから、子育てを個々の家庭の問題として見過ごすのではなく、地域・社会全体の問題としてとらえ、保護者が子育ての楽しさを実感できるように、家庭・学校等・地域・行政が一体となって家庭教育を支援する必要があると考え、次の施策を展開します。

- (1) 家庭の教育力向上への支援
- (2) 家庭・学校等・地域の協力体制

#### (1) 家庭の教育力向上への支援

家庭の教育力向上を地域・社会全体の課題としてとらえ、家庭教育を支援します。

##### ◎具体的な事業◎

基本的な生活習慣の育成・啓発	○ 早寝・早起き・朝ごはん運動や、あいさつ運動など、健康な生活リズムの定着等を推進し、基本的な生活習慣の育成・啓発を図ります。
家庭における読書活動の推進	○ 各校(園・所)において図書の貸し出しや、ブックリストの作成、家庭における絵本の読み聞かせ等、家族で一緒に本に親しめる環境づくりを推進します。
家庭教育に関する意識啓発の推進と情報の提供	○ 家庭教育や子育てについての意識啓発のため、関係機関からの様々な情報の提供や、市民を対象としたシンポジウムの開催を行います。



各事業所への 協力要請	○ 各事業所に、ワークライフバランス（仕事と子育ての両立）の実現に向けた取組の推進、家庭の教育力向上への理解・協力を求めます。
----------------	---

## （２）家庭・学校等・地域の協力体制

子どもは地域の宝であり、子どもたちが成長していく場は、家庭・学校等・地域の中にあります。地域における人と人とのつながりを大切にしながら、地域の人々の協力を得て、子どもの豊かな学びを推進します。

### ◎具体的な事業◎

地域の人々と関わる 豊かな学びの推進	○ ボランティア団体による地域の特性を生かした自然体験や社会体験、地元企業の協力による職場体験、地域住民・高齢者との交流活動など、地域の人々との関わりの中で、地域の特性を生かした豊かな体験的な学びを推進します。
地域団体と連携した 健全育成の充実	○ P T A ・ 公民館等との連携を図りながら、地域ぐるみで、子どもの健全な育成を支える体制の充実を図ります。
幼児期の教育の センター機能の充実	○ 子育て相談や一時預かり、地域子育て支援拠点事業「みんなの広場」など、子育て支援のセンターとしての役割を果たせるよう努めます。
相談体制の充実	○ 子どもの心身の状態、子育てや教育についての悩みを保護者が相談できる事業の充実を図るために、学校等を含めた関係機関や、自主グループを含む団体との連携のもと、地域ぐるみで家庭教育を支援する体制づくりを進めます。
親育ち・子育ての 場や機会の提供	○ 未就園児への園開放やP T A活動等、子どもだけでなく、保護者も共に参加し、横のつながりが持て、子どもも保護者も学べる場づくりに努めます。

## ■ 重点目標 2 就学前教育の充実

幼児期は、心情・意欲・態度・基本的な生活習慣など、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期です。

近年、子どもを取り巻く環境はめまぐるしく変化していますが、時代を超えても変わることのない普遍的な理念は継承しつつ、新しい時代にふさわしい教育・保育を推進していくことが求められています。

平成27年、質の高い教育・保育の提供を大きな目的として「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。幼稚園・保育所・認定こども園等の施設にかかわらず、すべての子どもの健やかな成長を促す質の高い教育・保育が行われるよう、また小学校との連携を図り、乳幼児期から児童期への一貫した育ちの流れを保障していけるよう、各施設・家庭・地域社会・関係機関等が連携して次の施策を展開します。

- (1) 幼稚園・保育所・認定こども園における教育の充実
- (2) 各園・所及び関係機関の連携・協働

### (1) 幼稚園・保育所・認定こども園における教育の充実

近年の社会情勢、保護者・地域社会のニーズ、国の動向や、本市の就学前教育・保育の現状を踏まえ、各園・所での教育の充実を図ります。

#### ◎具体的な事業◎

教育・保育課程の策定と実施	<p>○ 幼児教育全体としての質の向上・確保をめざし、教育要領等（※1）との整合性を図り、本市の実情に合う教育・保育課程を策定し、実施します。</p> <p>&lt;健康&gt; 十分に体を動かす心地よさを体験したり、安全についての構えを身に付けたりして、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養い、食育を通して健康な心と体を育てます。</p> <p>&lt;人間関係&gt; 友だちや保育者と親しみ、様々な体験を通して、自立心や協同性を養います。 友だちとの関わりを通して、他の存在に気付き、様々な葛藤やつまずきを乗り越えながら、道徳性・規範意識の芽生えを培います。</p> <p>&lt;環境&gt; 身近な自然や環境に親しみ、好奇心や探求心を持ってかかわることで、科学的な見方や考え方など、思考力の芽生えを培い、生命を尊重する気持ちを養います。</p>
---------------	--

	<p>数量や文字などに関しては、生活の中で、子ども自身の必要感に基づく体験を大切に、興味や関心・感覚を養います。</p> <p>&lt;言葉&gt; 自分の思いを言葉で表現し、相手の言葉を聞こうとするなど、言葉による伝え合いを通して、人と心を通わせたり、絵本や物語などに親しんだりして、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養います。</p> <p>&lt;表現&gt; 感じたことや考えたことを、自分なりに表現したり、友だちと一緒に表現する過程を楽しんだりして、豊かな感性や表現する意欲を養います。</p>
預かり保育の充実	○ 保護者のニーズを把握しつつ、子どもの心身に負担のない安心して生活できる環境を整えます。
各園・所での研修の充実	○ 子どもを取り巻く状況の変化に対応した教育・保育が提供できるよう、保育内容や幼児理解、保護者支援などの研修を行い、園・所職員全体の指導力や資質の向上に努めます。

※1 「教育要領等」

「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」の3つをまとめ、「教育要領等」と表しました。

## (2) 各園・所及び関係機関の連携・協働

幼稚園・保育所・認定こども園のどの施設においても、質の高い教育・保育が受けられるよう、各関係機関と連携をとりながら、就学前教育の充実に努めます。

### ◎具体的な事業◎

各園・所の幼児の交流	○ 各園・所が、近隣の学校の行事や、地域の行事に参加したり、それぞれの施設で一緒に遊んだりするなど、子どもたちの交流活動を進めます。
各園・所や小学校との連携の推進	○ 就学前教育と小学校教育のあり方についての理解を十分に深め、育ちと学びの連続性を保障する円滑な接続を推進し、各園・所や小学校が連携した交流・研修を行います。
各関係機関との連携	○ ひのみね総合療育センター、児童発達支援センターめだか、本市教育支援委員会等が連携し、支援が必要な子どもの情報の継続的な把握に努め、巡回相談員による指導を受けながら、適切な支援を行います。

### ■ 重点目標 3 「生きる力」をはぐくむ学校教育の推進

急激に社会が変化し価値観が多様化する時代にあっては、それぞれの個性を生かしながら、生涯にわたって学習する意欲や態度をはぐくみ、これからの時代に求められる資質や能力を伸ばすことが、学校教育に求められています。

こうした視点に立ち、「生きる力」の基盤となる、

「確かな学力」… 基礎・基本を確実に身に付け、いかに社会が変化しようと、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力

「豊かな心」… 自らを律しつつ、他人と共に協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性

「健やかな体」… たくましく生きるための健康や体力

すなわち、「知・徳・体」のバランスの取れた発達を促し、一人ひとりがこれからの社会で生き抜く力を身に付けることが必要です。

家庭と地域の参画を得ながら、学校等を中心に地域全体でより良い教育環境を形成することをめざして、次の施策を展開します。

- (1) 総意を結集した学校運営
- (2) 確かな学力の育成
- (3) 豊かな人間性の基礎となる心の育成
- (4) 健やかな体の育成
- (5) 特別なニーズに対応した教育の推進
- (6) 安全・安心教育の徹底
- (7) 21世紀を生き抜く力の育成
- (8) 教育環境の整備・充実

#### (1) 総意を結集した学校運営

学習指導要領等(※2)のねらいに沿い、園児・児童生徒一人ひとりの「生きる力」をしっかりとほぐくむため、取り組むべき課題を明確にし、各園・校や家庭・地域・関係機関と連携・協働しながら、創意工夫のある学校運営を行います。

##### ※2 「学習指導要領等」

「中学校学習指導要領」「小学校学習指導要領」「幼稚園教育要領」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」の4つをまとめ、「学習指導要領等」と表しました。

◎具体的な事業◎

<p>「生きる力」を育成する教育課程</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成30年度から幼稚園で、32年度から小学校で、33年度から中学校で完全実施となる、次期学習指導要領等のねらいに沿った教育課程を、各園・校の実情に応じて編成し、「生きる力」を育成する取組を全教育活動で進めます。</li> <li>○ すべての教科等の中で、アクティブ・ラーニング（主体的な学び・対話的な学び・深い学び）の視点に立った授業改善を行うとともに、言語活動を重視した授業、ICTを有効に活用した授業を行います。</li> <li>○ グローバル人材育成をめざした外国語教育・外国語活動の充実を図ります。</li> </ul>
<p>学校の教育目標の徹底</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各園・校では、園児・児童生徒の学習活動の状況、保護者・地域住民や学校評議員等の意見、学校独自で取り組んでいる教育活動などを考慮した上で、取り組むべき課題を教育目標に位置付け、その達成に向けて、創意工夫を凝らした教育活動を展開します。 教育目標を実現するため、具体目標を設定し、年度の間中期に進捗状況を確認し修正等を行った上で、より成果を高められるよう取り組みます。</li> </ul>
<p>学習指導体制の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県と連携して、児童生徒の一人ひとりに応じたきめ細かな指導を行うため、少人数グループ指導やティームティーチング指導のための教員配置に努めます。</li> <li>○ 学級編制基準の弾力化、特別支援教育支援員の配置や特別支援教育支援ボランティア・学習支援ボランティアなどの支援体制の充実に取り組みます。</li> <li>○ 県と連携して、複式学級の解消に向けた教員配置に努めます。</li> </ul>
<p>各園・校、関係機関の連携による教育実践研究の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各分野の教育実践研究については、各園・校、各種教育研究団体、教育研究所等が連携して取り組み、研究成果の情報を共有し、それぞれの園・校での教育実践に役立てます。</li> </ul>
<p>保護者・地域等との連携を生かした特色ある教育活動</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保護者・地域住民・ボランティア団体・企業等との連携により、様々な体験活動を行い、自然や社会の現実にもふれながら自ら行動することで学ぶ機会の充実を図ります。</li> <li>○ 地域で活躍する人と交流する活動、優れた技能や豊かな経験を持つ人から学ぶ活動により、豊かな人間性と主体的に生きる力を育てます。</li> </ul>

保幼小、小中の 円滑な接続	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 小学校での学びは、幼児期の学びの上にはぐくまれることから、就学時においては、家庭や幼稚園・保育所・認定こども園との連携を十分に行い、円滑な接続を図ります。</li> <li>○ 小学校から中学校への進学においては、通学面、学習面、友人関係、部活動など生活環境が大きく変化することから、様々な配慮が必要です。小・中学校が互いに連携し、円滑な接続を図ります。</li> </ul>
------------------	---

## (2) 確かな学力の育成

児童生徒の一人ひとりが社会の一員として活躍できるように、基礎・基本を確実に身に付け、いかに社会が変化しようと、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力を身に付けることをめざします。また、課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力を育成する学校教育を推進します。

### ◎具体的な事業◎

各校での学力向上 実行プランの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童生徒の日々の学習状況や、全国学力・学習状況調査、徳島県学カステップアップテストの結果分析などから、各校での課題を明らかにし、学力向上に向けた具体的な方策を示す「学力向上実行プラン」を作成します。 プランの推進にあたっては、授業や諸活動における指導方法の改善だけでなく、家庭との連携を取りながら、より良い学び方が定着するよう取り組んでいきます。</li> </ul>
基礎的・基本的な 知識・技能の定着	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童生徒が各教科の基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得しながら、既存の知識・技能と関連付けることにより、より深い学習となるよう、指導方法を工夫して取り組みます。</li> </ul>
知識・技能を活用 する力の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各教科や総合的な学習の時間など様々な学習活動の中で、身に付けた知識・技能を総合して活用する場面を増やすことで、実生活の中で課題を解決することができる思考力・判断力・表現力等を育成します。</li> </ul>

<p>自ら学ぶ意欲・態度の育成</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 主体的に学ぶことの意味と自分の人生や社会のあり方を結び付けたり、多様な人との対話を通じて考えを広げたりする「主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）」の充実を図ります。</li> <li>○ 各教科や総合的な学習の時間などでは、児童生徒が自ら課題を見つけ、解決する学習活動を充実し、自分の個性に応じた学びを実現していくことができるようにします。</li> <li>○ 家庭での学習を効果的なものになるよう情報を提供し、家庭と連携してより良い学習習慣が身に付くようにします。</li> </ul>
<p>言語活動の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 思考力・判断力・表現力など様々な能力の育成には言語が大きく関わることから、国語科学習のみならずすべての学習活動の中で、言語を正しく理解し、言語で分かりやすく情報を整理し、伝えたいことを的確な言語で表すなど、言語活動を豊かに展開します。</li> <li>○ 朝の読書活動の推進や学校図書館の活用など、児童生徒の読書活動の充実を図ります。</li> </ul>

### （３）豊かな人間性の基礎となる心の育成

いじめ・不登校を防止し、道徳教育・人権教育の推進を図るとともに、自然体験や社会奉仕活動など様々な体験活動や郷土を学ぶ機会を通じて、命を大切に作る心や他人を思いやる心、郷土の伝統や文化を大切に作る心などの育成に努めます。

#### ◎具体的な事業◎

<p>道徳教育の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 道徳教育については、小学校では平成30年度から、中学校では31年度から「特別の教科 道徳」となることから、年間指導計画の見直し、授業方法の改善、評価とその効果的な活用について、県立総合教育センターや道徳教育研究団体と連携し、全教職員で研修を進め、指導力の向上を図ります。</li> <li>○ 道徳副読本（文部科学省版・徳島県版等）を有効に活用し、児童生徒の道徳的諸価値の理解を深め、道徳的な判断力・心情を高め、実践に結びつく学習活動を行います。</li> <li>○ 道徳の時間と他の教育活動や日常生活が結び付いた道徳教育を行い、一人ひとりの道徳的価値と道徳的実践力がともに高まるように留意した指導を行います。</li> </ul>
----------------	--

<p>特別活動・生徒指導の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学級活動・児童会活動・生徒会活動では、自主的・自治的な活動により、集団の一員としてきまりやマナーを守り、望ましい人間関係を築き、学校生活の諸問題を解決しようとする態度を育てます。</li> <li>○ 児童生徒が、集団生活の中で、自己選択や自己決定をし様々な活動に取り組む中で、自己存在感を感じ、共感的な人間関係を築きながら、自己指導能力を高められるよう指導・支援します。</li> </ul>
<p>学校等における人権教育の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 園児・児童生徒、保護者の実態や学校等・地域の実情を踏まえ、「徳島県人権教育推進方針」や「小松島市人権教育・啓発に関する基本計画」に沿って、系統的・発展的な人権教育を各学校等の教育活動全体を通じて推進します。</li> <li>○ 人権問題の解決に向けた実践力を養うために、交流学习や地域教材を生かしたフィールドワーク、ワークショップなどの体験的参加型学習や、社会人講師、地域の人材などを活用した学習を積極的に取り入れます。</li> <li>○ すべての教職員が人権尊重の理念について認識を深め、人権感覚を磨き、授業については、「“あわ”人権学習ハンドブック」等を活用し、児童生徒の発達段階に応じた人権教育の指導内容や指導方法の研究と実践を進めます。</li> <li>○ 小松島市人権教育研究大会では、就学前から高等学校までの全教職員が成果・課題を共有し、さらに連携を深め、人権意識の高揚に努めます。</li> </ul>
<p>自然・社会体験活動による豊かな心の醸成</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 動物の飼育や植物の栽培、校外の自然に触れるなど自然と関わる活動をすることで、自然の素晴らしさを知り自然を大切にすることを育てます。</li> <li>○ 各校と地域・企業・関係機関等が連携し、福祉施設への訪問やボランティア体験、地域の清掃活動や資源ゴミ回収活動などを行うことで、社会で活躍する人の思いや願い、社会に参加することの意義を感じる心を育てます。</li> </ul>
<p>郷土を誇りに思う心の育成</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各校と地域が連携し、郷土や地域の伝統や文化への理解を深め、地域の発展に尽くした先人の生き方などの学習に積極的に取り組むことにより、郷土を誇りに思い、大切にすることを育てます。</li> <li>○ 地域の人材の活用や地域の団体等との連携を進め、郷土や地域の文化などを身近に感じることでできる教育を実践します。</li> </ul>



いじめ・不登校防止の徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ いじめの未然防止、早期発見・早期対応のため、市・各校の「いじめ防止基本方針」のもと、校内外の体制を構築し、学校・家庭・地域・関係機関の連携を強化して、効果的な児童生徒への指導・支援を行います。</li> <li>○ スクールカウンセラー・青少年健全育成センター・児童相談所・家庭相談員・適応指導教室など校内外の機関が連携し、児童生徒・保護者に対する教育相談体制を重層的に構築し、支援します。</li> <li>○ 児童生徒が自己の存在感を実感し、互いを尊重し合う中で、ともに精神的な充実感を得られる「心の居場所」、児童生徒が社会性を身に付ける「絆づくりの場」として、魅力ある学校づくりをめざします。</li> </ul>
--------------	---

#### (4) 健やかな体の育成

児童生徒の体力の向上を図るとともに、けがや病気の予防、食育を推進し、自らの健康に関心を持ち、生涯にわたって健やかに生き抜く力を育成する教育を推進します。

##### ◎具体的な事業◎

体力・運動能力、運動習慣の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各校で、様々な運動が有する特性や楽しさを味わわせ、運動に親しむことができるように指導方法を工夫します。</li> <li>○ 各校で「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果を分析し、児童生徒の実態や学校の実情に応じた体力・運動能力、運動習慣の向上を図るプランを立て、継続して取り組みます。</li> <li>○ 各種団体が主催するスポーツ大会への参加を呼びかけます。</li> </ul>
健康教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生涯を通して健康で心豊かな生活ができるよう、園児・児童生徒の心身の健全な育成を支援します。</li> <li>○ 園児・児童生徒の健康診断を実施し、疾病の早期発見・早期治療の啓発に努めます。</li> <li>○ 各科の学校医と協力し、園児・児童生徒の健康管理の充実や保護者への啓発活動を行います。</li> <li>○ 園児・児童生徒の肥満や生活習慣病予防のため、医師会や家庭と連携し、学校における健康教育の推進を図ります。</li> </ul>

薬物乱用防止教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各校で、警察等関係機関と連携した薬物乱用防止教室などを開催することにより、薬物を正しく理解し、絶対に乱用しない態度を育てます。飲酒・喫煙についても、正しい知識を持ち、望ましい行動選択ができる児童生徒を育成します。</li> </ul>
食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市学校食育推進委員会において、研究テーマを設ける中で、食にかかる課題の解決を図るとともに、生涯を通じた健康の保持増進をめざして、各校が連携した取組を行えるよう、情報の共有化を図るなど、効果的な食育の推進に努めます。</li> <li>○ 校内食育推進委員会では、学校食育リーダーを中心に、食に関する指導が円滑に実施できるよう、市学校食育推進委員会との連携を図るとともに支援に努めます。</li> </ul>
学校給食の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域の生産者や団体との連携を図り、地場産物の導入促進に努めます。</li> <li>○ 食文化の継承や郷土食への愛着など、食に関する指導を行う上で教材として活用されるような献立作成に努めます。</li> <li>○ 「学校だより」「保健だより」「給食だより」などにより学校での食に関する指導状況を保護者に知らせるとともに、学校給食のメニューを提供し、各家庭での食育を推進します。</li> </ul>

## (5) 特別なニーズに対応した教育の推進

様々な理由で支援を必要とする園児・児童生徒について、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、家庭環境や学習能力、心身の状況などに応じた教育を受けることが可能な支援体制の充実を図ります。

### ◎具体的な事業◎

様々な教育的ニーズに応じた支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県と連携して、障がいの種類に対応した特別支援学級の設置を進めるとともに、特別支援コーディネーターを中心に特別な支援を必要とする児童生徒一人ひとりに「個別の指導計画」を作成し、適切な指導と支援を行います。</li> <li>○ 小松島市特別支援連携協議会と連携し、校種を越え継続して使用する「連携ファイル絆ー」を作成し、教育・保健・医療・福祉・労働等の関係機関による継続的な支援に努めます。</li> </ul>
-----------------	--

	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域の拠点となっている特別支援学校や、特別支援巡回相談員、特別支援教育支援員・特別支援教育支援ボランティアなどと連携して、学校全体で支援する体制の充実を図ります。</li> <li>○ 外国籍や外国から帰国した子どもには、日本での生活への適応や日本語の能力向上への支援を行い、心豊かで健やかに学校生活を送れるよう環境づくりに努めます。</li> <li>○ 不登校など学校に適応できていない児童生徒に対しては、学校・家庭・関係諸機関が連携し、信頼関係を大切にしながら協調した支援を図ります。小松島・勝浦地区教育委員会で設置・運営している適応指導教室「はなみずき学級」では、専門性を生かして、一人ひとりに応じた学習活動を展開し、学校・社会への適応をめざします。</li> </ul>
<p>相談支援体制の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 特別支援学校及び特別支援学級の学習活動の成果等を地域において積極的に紹介することにより、障がいのある園児・児童生徒や特別支援教育に対する理解・啓発を推進します。 また、障がいのある子どもたちと障がいのない子どもたちとの交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進します。</li> <li>○ 小松島市特別支援連携協議会を基軸に、教育・医療・福祉・労働などの各分野において、要保護児童対策地域協議会などの関係機関と連携が取れる体制づくりに努めます。</li> <li>○ 小松島市教育支援委員会を設置し、園児・児童生徒の実態に応じた適切な就学が実施できるよう努めます。</li> </ul>
<p>教職員の専門性の向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県や関係機関と連携しながら、すべての教職員が、発達障がいを含めて、障がいに関する知識を幅広く獲得できるように努めます。また、特別支援コーディネーターや特別支援学級担任等が担当する園児・児童生徒の障がいに応じた研修を通して専門性の向上を図ります。</li> </ul>
<p>就学援助の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 経済的な理由により就学が困難な園児・児童生徒の保護者に対し、教育の機会均等の理念に基づく就学援助や保育料の減免を実施します。</li> </ul>

## (6) 安全・安心教育の徹底

子どもが事件や事故の被害に遭わないよう、危険回避能力の育成を図るとともに、地域と連携し、教職員の危機管理意識の高揚や危機管理体制の強化に努めます。

### ◎具体的な事業◎

学校の危機管理体制の強化	○ 学校防災管理マニュアル（県教育委員会発行）に基づき、各学校の防災計画の点検・見直しを行うとともに、防災に関する授業、地震・津波・火災等を想定した避難訓練や安全点検の実施など、防災体制及び防災教育の充実を図ります。
安全教育の徹底	○ 子どもが自らの身の安全を守れるよう、生活（安全な遊び方、不審者への対応など）・交通・災害についての安全教育を充実し、知識の習得をはじめとする危険回避能力の育成を図ります。
通学路の安全確保	○ 平成28年3月に策定された小松島市通学路交通安全プログラムに沿った危険箇所の点検及び対策協議を、道路・交通管理者等と行い、通学路の整備等を推進します。 ○ 通学路の子どもの安全確保を図るため、スクールガードによる巡回活動等を実施するとともに、家庭や地域の関係機関・団体と連携し地域社会全体で見守る体制の整備を図ります。
地域と連携した安全の確保	○ 各校では、自主防災組織等と連携し、防災講演会や防災訓練などに地域住民とともに参加することで、児童生徒の地域での防災についての理解を深め、災害に備えることへの意識を高めます。

## (7) 21世紀を生き抜く力の育成

様々な社会変化や社会問題に対応する力を育成するために、園児・児童生徒の能力や個性を伸ばす教育を推進します。

### ◎具体的な事業◎

環境教育の推進	○ 身近な地域や自然を大切にするなど、身の回りの環境からグローバルな環境問題について、発達段階に応じた環境教育を進めます。
---------	---

	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「学校版新環境 I S O」の認証取得に取り組み、各校の児童生徒が主体となる、工夫を凝らした体験的・実践的な環境学習を推進します。</li> <li>○ 各園・校において地域・関係機関・各種団体との連携により、地域ぐるみで環境学習・環境保全活動に取り組みます。</li> </ul>
<p>グローバル化に対応した外国語教育の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各校では、A L T（外国語指導助手）を活用した授業により、異文化や様々な習慣を持った人々との国際的な交流体験や実践を通じて、郷土や日本と外国の教育・文化・歴史に対する理解を深める教育を推進します。</li> <li>○ 各校では、A L T等の外国語を通じて、言語や文化に対する理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、聞くこと、話すこと、読むこと、書くことなどのコミュニケーション能力の基礎を養います。</li> <li>○ 各校の外国語担当教員が連携し、次期学習指導要領に沿った教育課程の編成や授業方法の研究を行い、完全実施後にはより円滑な授業・活動を進めます。</li> </ul>
<p>情報教育の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童生徒が、教科等の学習活動でコンピュータやインターネット、周辺機器を活用することにより、基礎的・基本的な知識・技能の習得や、思考力・判断力・表現力等の育成をさらに効果的に行います。</li> <li>○ 児童生徒のコンピュータ等の活用を通して、情報を適切に収集・判断・処理し、効果的に表現し伝える能力を高めます。 また、中学校では、情報についての科学的な理解を深めることや、デジタル作品の設計・制作、プログラムによる計測・制御等の実用的な学習を行います。</li> <li>○ インターネット・携帯電話等による被害・トラブル、法律等による禁止事項、使用時のマナーなどについての理解を深め、安全で適切な使用をする実践的な態度を育てます。 また、関係諸機関と連携し、児童生徒・家庭・教職員向けの研修を行い、地域をあげて情報モラルの向上を図ります。</li> </ul>
<p>キャリア教育の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校生活の中での当番・係活動や、社会科見学・職場体験活動などを通じて、働くことの意義・喜びを実感し、職業観・勤労観をはぐくむ学習を展開します。</li> <li>○ 様々な学習活動を通して、自らの意志決定で計画し物事を最後までやり遂げる力や、自分の夢や希望、将来の生き方について考え将来設計をする力を養います。</li> <li>○ すべての教育活動の中で、他の仲間を尊重しながら、集団の一員としての役割を考え取り組む態度や、様々な人々とコミュニケーションを図り、協力・共同して物事に取り組む態度を養います。</li> </ul>

## (8) 教育環境の整備・充実

学校での教育活動をより効果的に行うために、施設・設備の充実を図るとともに、教育を行うための諸条件の整備に積極的に取り組みます。

### ◎具体的な事業◎

<p>学校施設の安全・安心の確保対策及び教育環境の整備・充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校施設は、園児・児童生徒が一日の大半を過ごす活動の場であるとともに、非常災害時には地域住民の避難場所としての役割も果たします。施設が安全・安心に利用できるよう適切な維持管理に努めます。</li> <li>○ 老朽化した施設に対しては、長寿命化を図るために必要な対策を講じるとともに、あわせて、教育環境の整備・充実にも努めます。</li> </ul>
<p>学校のエコ化の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 環境問題は、学校においても園児・児童生徒への教育課題として学んでいくべき課題です。自然との共生やエネルギーの利活用についての学習にもつながることから、学校施設のエコ化を推進します。</li> </ul>
<p>学校のICT化の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各校に設置されているパソコン、校内LANの整備など、学校のICT環境の整備を推進します。</li> </ul>
<p>学校再編計画の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 小学校再編については、中学校再編の検証を踏まえ、保護者・地域との合意形成が得られるよう、条件整備に努めます。</li> </ul>
<p>教育委員会活動の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 教育を行うための諸条件の整備その他重点的に講ずべき施策について、市長との協議の場である総合教育会議を通じて協議・調整を図ります。</li> <li>○ 毎年、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、有識者による点検・評価を行い公表します。</li> </ul>

## ■ 重点目標 4 生涯学習文化の創造

新しい生涯学習時代を迎え、「もの」から「心」への豊かさが実感できる社会への転換が求められています。

日常生活の中で、人権教育、生涯学習、生涯スポーツ、芸術文化に関わる活動は、市民一人ひとりが豊かな人生を送るためのものであり、こうした市民の多分野での活動が、豊かさを実感できる社会の実現や地域の活性化をめざす生涯学習文化の創造につながることは、本市の発展に向けた重要なテーマの一つと考え、次の施策を展開します。

- (1) スポーツの振興
- (2) 人権教育の徹底
- (3) 生涯学習環境の充実
- (4) 芸術文化の振興と文化財の継承

### (1) スポーツの振興

市民の誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味、関心に応じて、いつでも、どこでも、いつまでも、主体的にスポーツ活動に取り組めるよう環境づくりを推進し、健康寿命の延伸を図ります。

#### ◎具体的な事業◎

住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備	○ 総合型地域スポーツクラブは、子どもから大人まで誰もが参加できる地域住民の交流の場として、スポーツ活動を通じた家庭のふれあいや世代間交流による青少年の健全育成などに大きな役割を果たします。地域住民が主体的に地域のスポーツ環境を形成する「新しい公共」の実現を図ります。
市民総スポーツ運動の推進	○ 誰もが気軽に参加できるスポーツイベントなどの開催に努めます。 ○ 市民の健康と体力保持・増進を図るため、各種スポーツ教室を開設します。 ○ 多様なスポーツニーズに対応できるよう、ニュースポーツの紹介・普及に努めます。
スポーツ指導者の育成と活用	○ 指導者の育成と資質の向上に努め、指導者バンクと派遣システムの構築、情報提供などを図ります。
体育・スポーツ団体の組織拡充	○ 各種スポーツ団体・クラブの自主的な活動を支援し、職場や地域での市民の自主的なスポーツ活動の充実を促進します。

<p>体育施設の整備と充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 社会体育施設の整備と充実を図り、市民の利用を促進します。</li> <li>○ 学校体育施設が、地域スポーツの活動の場として有効活用できるよう、施設の整備に努めます。</li> </ul>
-------------------	---

## (2) 人権教育の徹底

生涯学習の視点に立って、乳幼児期からの発達段階を踏まえ、学校教育と社会教育との相互連携を図りつつ、地域の実情等に応じた人権教育を推進します。

### ◎具体的な事業◎

<p>家庭教育における人権教育の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ すべての家庭教育において関係各所との連携や研修を通して人権尊重の意識をはぐくみ、高めていく取組を推進します。</li> <li>○ 家庭におけるすべての人が、主体的に、意欲的に人権について学習し、行動する力を身に付けることができるように家庭を取り巻く地域と連携し、一体となった人権教育を推進します。</li> </ul>
<p>社会教育における人権教育の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各公民館及び中央会館においては、人権に関する多様な学習機会を提供するとともに、地区別懇談会や交流学習の実施などを推進します。</li> <li>○ 人権問題の解決に向けて研修を進めていくためのリーダーの確保と養成に努めます。</li> <li>○ 研修に参加する方々の興味や関心を重視し、人権問題を自分のこととして学べる研修や意欲を高める効果的な研修を実施します。</li> </ul>
<p>企業職域における人権教育の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各企業がCSR（企業の社会的責任）を自覚し、人権意識の高揚を図るための取組や研修を実施します。</li> <li>○ 採用時や採用後の業務を遂行する中で、コンプライアンスの強化と様々なハラスメントの防止に向けた人権教育・啓発を推進します。</li> </ul>
<p>市民全体で取り組む人権教育・啓発の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 同和教育で培ってきた手法と成果を人権教育に再構築し、同和問題を重要な柱の一つとしてとらえ、あらゆる人権侵害を許さない雰囲気づくりや人権意識の高揚に努めます。</li> <li>○ 小松島市人権教育振興協議会の活動を中核として、市民が主体となる人権教育・啓発を推進します。</li> </ul>



	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市民一人ひとりが啓発推進者となるように、研修の機会や学習の場を充実させ、人権教育・啓発を推進します。</li> <li>○ 人権文化構築のための発信地としての、「人権のまちづくり子ども会」や「識字学級」、「進路保障協議会」などの活動と連携し、人権教育・啓発を推進します。</li> </ul>
--	---

### (3) 生涯学習環境の充実

あらゆる世代の人々が「いつでも」「どこでも」学習できるように、社会教育施設機能の充実と「まちぐるみ生涯学習運動」の推進を図ることで、学習の成果が地域社会への貢献と地域の活性化につながる生涯学習環境社会の構築をめざします。

#### ◎具体的な事業◎

具体的な生涯学習体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 年代別・地域別で異なる市民意向の定期的な把握に努め、市民の要望に沿った生涯学習講座の充実を図ります。</li> <li>○ 社会教育団体への一層の支援と指導者の養成確保に努め、活動の活性化や地域で活躍する人材育成を図ることにより、主体的な活動や学習の拡充を支援します。</li> <li>○ NPOや自主サークルなどの企画運営による学習講座等と連携することにより、多様で専門化する学習活動を推進します。</li> <li>○ これからの急速な情報化、高齢化、国際化などの社会環境の変化に対応するための情報提供、学習講座の創出などの取組を進めます。</li> </ul>
公民館活動の機能充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公民館は市民の日常生活に最も身近な生涯学習施設であり、そのための機能充実を図ります。</li> <li>○ 地域における防災体制の強化を図るため、関係機関及び地域住民との連携を深め、各公民館における防災意識の向上や防災体制の強化を図ります。</li> </ul>

<p>図書館機能の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市民の生涯学習の拠点としての機能を果たすため、蔵書の充実、利用者のニーズに応じた運営、利用者のプライバシーの保護など、市民誰もが利用しやすい図書館をめざします。</li> <li>○ 県内外の図書館、博物館、美術館、生涯学習機関とのネットワークの整備を図るとともに、職員の自己研修を進め、読書相談の対応と、図書館独自の特色ある企画や子どもの読書活動の推進に関するイベント事業の展開に努めます。</li> <li>○ 県内の主要図書館の蔵書検索や県立図書館における貸出・予約などが可能になり、利便性が飛躍的に向上する「とくしまネットワーク図書館」の構築について取り組みます。</li> </ul>
-----------------	--

#### (4) 芸術文化の振興と文化財の継承

文化は地域で生まれ、はぐくまれ、継承されていきます。市民一人ひとりが、文化の担い手となり、地域への愛着と誇りを持って主体的に文化芸術活動が行えるように市民のニーズに応えながら、文化芸術振興に総合的に取り組みます。また、我が国の歴史・文化などの正しい理解に欠くことのできないものであり、将来の文化の向上発展の基礎となる文化財を保護・保存し後世へ伝えていく責務を果たします。

##### ◎具体的な事業◎

<p>市民文化と芸術の振興</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 中央会館や生涯学習センターでは、毎年多くの講座や高齢者教室等が開設されており、市民の文化活動の拠点となっています。さらに参加者のニーズに沿った活用により、本市の文化芸術振興に努めます。</li> <li>○ 本市を含めた県内12市町村が参加する「徳島東部地域における広域文化事業」では、その一環として「市民教授制度」と銘打って、在野の文化芸術活動の指導者・講師を名簿化し、広く一般への紹介を行って市民間の文化活動、交流を促進します。</li> </ul>
<p>文化財・伝統の継承</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 指定文化財34件を含めた多くの文化財について、もれなく保存・継承するよう努めます。また、未指定の文化財について指定の検討を行うとともに、市民の誇りとしての郷土の文化財を保護し、広報、周知します。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 文化財を将来に確実に引き継ぐため、防火訓練等の防災活動や文化財の管理、所有者への啓発を行います。</li> <li>○ 地域の伝統文化継承のため、各種補助事業などを通じて支援します。</li> </ul>
学校等における芸術文化活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 芸術・伝統へのより深い理解のためには一人ひとりの感性を磨くことが不可欠です。特に子ども時代に受けた文化的感動は、生涯にわたって影響することから、芸術文化への関心を引き出し、伝統文化活動を支援します。</li> </ul>
文化財・伝統文化を活用した地域振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 文化財に関する展示や講演を実施し、より多くの市民の目に触れるよう努めます。また、本市文化財・伝統文化等に関心のある市民が地域の支援者として活躍できるように最大限の協力とサポートを行います。</li> <li>○ 地域の伝統芸能の保存を支援し、文化情報を発信することにより、地域間や市外との文化交流を推進します。</li> </ul>
自発的文化活動の醸成と人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域文化の興隆と継承のため、文化活動への自主的な参加を推奨し、指導者や団体への助言、協力を通じて、地域文化を担う人材の育成を図ります。</li> </ul>

## 第3章 参考資料

### (1) 小松島市教育振興計画策定審議会設置要綱

#### (設置)

第1条 教育長の諮問に応じ、小松島市教育振興計画（以下「教育振興計画」という。）の策定及びその実施に関する内容を調査、審議するため、小松島市教育振興計画策定審議会（以下「審議会」という。）を置く。

#### (組織)

第2条 審議会は、委員17名以内をもって組織する。  
2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育長が委嘱する。  
(1) 学識経験を有する者  
(2) 関係団体を代表する者又は関係団体から推薦を受けた者  
(3) その他教育長が必要と認める者

#### (任期)

第3条 委員の任期は、答申までの期間とする。ただし、前条第2項第2号の委員がその職を失った場合は、任期中であっても委員の職を失うものとする。  
2 前項の規定により、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長1名及び副会長1名を置く。  
2 会長及び副会長は、それぞれ委員の互選により定める。  
3 会長は会務を総理し、審議회를代表する。  
4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第5条 審議会は、必要に応じ会長が招集し、その会議の議長となる。  
2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。  
3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。  
4 審議会には、必要に応じ会議に関係者の出席を求め、意見を聴することができる。

#### (検討部会)

第6条 教育振興計画の策定を計画的かつ円滑に推進するため、市の行政関係各課の管理職職員等をもって構成する検討部会（以下「部会」という。）を置く。  
2 部会は、部会長、副部会長、部員をもって組織する。  
3 部会長は、教育次長をもって充て、会務を総理し、部会を代表する。  
4 副部会長は、学校課長をもって充て、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。  
5 部会は、部会長が招集し、その会議の議長となる。  
6 部会長は、必要に応じ会議に部員以外の者の出席を求め、意見を聴することができる。

#### (庶務)

第7条 審議会の庶務は、教育委員会において処理する。

#### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則 この要綱は、平成21年7月8日から施行する。

附 則 この要綱は、平成28年6月20日から施行する。

(2) 小松島市教育振興計画策定審議会委員名簿 (第2期)

(五十音順、敬称略)

	氏名	所属	役職	備考
会長	三橋 謙一郎	徳島文理大学	教授	学識経験者
副会長	日切 寛	鳴門教育大学	特任教授	学識経験者
委員	大西 浩正	小松島市役所	政策監	行政
委員	岡田 正美	小松島市公民館連絡協議会	会長	公民館
委員	小倉 高幸	徳島県中央こども女性相談センター	次長	福祉
委員	加賀谷 利彦	小松島市体育協会	会長	スポーツ
委員	柿平 瑞代	小松島市保育所後援会連合会	会長	保護者
委員	武中 勢一	小松島商工会議所	専務理事	商工会議所
委員	中川 隆彦	小松島市中学校長会	会長	中学校
委員	中島 玲子	小松島地区保育協議会	会長	保育所等
委員	仁木 明良	小松島市文化協会	会長	文化
委員	橋本 健仁	小松島市小学校長会	会長	小学校
委員	平山 亜季	小松島市幼稚園PTA連合会	会長	保護者
委員	前田 淳介	小松島市民生・児童委員連絡協議会	会長	福祉
委員	水谷 節子	小松島市幼稚園長会	会長	幼稚園
委員	山本 純	小松島市PTA連合会	会長	保護者

(16名)

### (3) 第2期計画策定経過

(平成28年4月～平成29年3月末まで)

◆＝市教育委員会・市総合教育会議    ■＝策定審議会    □＝検討部会

<平成28年>

- 4月 4/26 □ 事前検討部会①  
全体計画・会議資料担当：学校課  
審議会開催準備担当：教育政策課
- 5月 5/22 ◆ 市教育委員会で策定審議会設置を決定  
5/25 ◆ 第1回市総合教育会議（第2期教育振興計画策定趣旨説明）  
事務局案作成開始  
資料作成担当：教育政策課、学校課、生涯学習課、児童福祉課、  
人権推進課
- 6月 6/1 □ 事前検討部会②  
6/20 ■ 第1回策定審議会  
趣旨説明、委嘱状交付、教育長より諮問、策定審議会要綱の  
改正、会長等選任、振興計画の構成を決定、検討部会設置の  
承認、策定工程の決定、基本事項の協議
- 7月 7/1 □ 第1回検討部会
- 8月 8/1 □ 第2回検討部会  
8/25 ■ 第2回策定審議会  
基本事項、基本方針、重点目標、推進プログラムの協議
- 9月 9/1 □ 第3回検討部会
- 10月 10/3 □ 第4回検討部会  
10/11 □ 第5回検討部会  
10/21 ■ 第3回策定審議会  
基本方針、重点目標、推進プログラム、具体的な事業の協議
- 11月 11/1 □ 第6回検討部会  
11/21 □ 第7回検討部会

<平成29年>

- 1月 1/10 □ 第8回検討部会  
1/20 ■ 第4回策定審議会  
最終案、今後のスケジュールについての協議
- 1/23 ■ 会長より教育長へ答申
- 2月 2/14 ◆ 市教育委員会において策定  
2/14 ◆ 第3回市総合教育会議（市教育委員会より市長へ策定を報告）  
市教育委員会より市議会へ策定を報告  
市教育委員会より県教育委員会へ策定を報告  
各関係機関へ配布
- 3月 「広報こまつしま」で策定を報告、ホームページで紹介

## 小松島市教育振興計画（第2期）

- 発行 平成29年2月
- 編集 小松島市教育委員会 学 校 課
- 発行者 小松島市教育委員会 教育政策課

所在地 小松島市横須町2番14号 〒773-0006

電 話 (0885) 32-3811 ファクシミリ (0885) 33-3540

E-mail gakkou@city.komatsushima.tokushima.jp

ホームページ <http://www.city.komatsushima.tokushima.jp/>